

市民協働によるまちづくり

基本指針



平成 20 年 3 月

静岡県裾野市

はじめに

私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化や高度情報化社会の進展に伴い、市民一人ひとりの価値観と生活様式が多様化するなど、今後ますます激しく変化していくことが考えられます。

また、地方分権化が本格的に進み、これまで国や県が行ってきたことも権限移譲により市の責任で行うようになってきました。さらに限りある財源の中で、市民の要望も多種・多様化し、行政だけで対応することが困難な事業も増えつつあります。

このような状況の中で、区など地域コミュニティでは、自主防災活動、環境美化活動、防犯パトロールをはじめゴミの分別、減量化など身近な生活課題への積極的な取り組みが定着してきています。また、各種のボランティアやNPO団体などの社会貢献活動も市民の中から生まれてきています。

今後は、新たな行政運営の展開の一つとして、市民と行政の双方がまちづくりの主体として役割を分担し、共に公共を担っていくという「新しい公共」を基に“協働”という手法を活用し、互いに連携、協力していく必要があります。また、第3次総合計画後期基本計画に「市民との協働を目指した市民参加の推進」を施策の一つとして位置づけ、まちづくりネットワークの推進、活動機会の提供などを重点項目としています。

これからも市民の皆様とさらに対話を深め、市民と行政が役割分担や連携、協力のあり方などに対する共通認識をもつことが重要であることから、基本的な考え方を示した「市民協働によるまちづくり基本指針」を策定しました。

さらに、本基本指針を踏まえて、より具体的に協働によるまちづくりを推進していくための『推進計画』を策定し、「市民協働のまちづくり」による真の“健康文化都市 すその”を目指していきます。

平成 20 年 3 月

裾野市長 大橋 俊二

目 次

I	基本指針策定にあたって	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
	(1) 市民協働とは	
	(2) 市民協働の重要性	
II	まちづくりの現状	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
	(1) 背 景	
	(2) 協働の必要性	
III	基本的な考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～9
	(1) 基本原則	
	(2) 協働の領域	
	(3) 協働の形態	
	(4) 協働意識の醸成	
	(5) 協働によって期待される効果	
	(6) その他	
IV	推進組織体制	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

I 基本指針策定にあたって

(1) 市民協働とは

市民、地域団体(ボランティア含む)、NPO、企業などと行政のそれぞれが、相互に信頼し、合意のもとで公共の領域における役割と責任を担い合い、それぞれの主体性、自主性のもとに互いの特性や能力を発揮し合いながら、さまざまな公共の課題を効果的に解決するため連携、協力していくことをいいます。

- ① 市民、ボランティアなどの市民活動を推進し、市民自らによるまちづくりを進めること。
- ② 行政施策形成段階に市民が参画することで、市民主体のまちづくりを進めること。

(2) 市民協働の重要性

これまで、市民の参加・参画をいただきながらまちづくりを進めてきましたが、少子・高齢化の進行などの社会状況の変化や市民ニーズの多様化により、新たな公共の課題への対応や、きめ細かな公共サービスの提供が求められています。

また、地方分権型社会を迎えこれからの自治体は、一層の主体性・自律性を発揮していくために、市民の活力や創意を一層活かしながら魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

このようなことから、現在取り組んでいます「第4次裾野市行政改革推進実施計画(集中改革プラン)」に位置づけられ、市民と行政が、それぞれの特性や能力を発揮できる仕組みづくりや、身近な課題を地域住民が主体的に解決できるような仕組みの充実を推進する必要があります。

市民一人ひとりが満足するまちづくり、市民が誇りを持てるまちづくりを進めていくためには、市民と行政が共にまちづくりを考え、共に行動していくことが求められています。

市民と行政との協働のまちづくりを実現できるよう、地域づくり活動や市民活動の支援策など具体的な取り組みを推進するには“協働のルール”をつくる必要があります。策定にあたっては、学識経験者や地域団体などから構成される懇談会をはじめ、NPOや地域団体との意見交換会等を開催し、多くの市民からの意見を聴取することが大切です。策定した“協働のルール”を基に、市民と行政とがさまざまな領域においてそれぞれの特性を活かしながら連携、協力してまちづくりを進めていくことが重要です。

Ⅱ まちづくりの現状

(1) 背景

現在、まちづくりを進めるにあたって、各種団体の参加やボランティアの協力など、さまざまな形で市民の積極的参画がみられます。

また、地域においても区や各種団体などが主体となった地域活動が行われており、市民主体の地域づくりが進められています。

一方、NPOについては、さまざまな分野における活動が増えてきています。

市においても、情報公開制度や広報紙、インターネット、CATVでの情報提供など市民との情報の共有に関する制度の充実を図るとともに、審議会等の委員の公募などを通して、計画段階における市民参画を推進しています。

このように、市内においては、市民と行政や、市民同士での連携、協力の動きが進んでいます。

(2) 協働の必要性

市民の力を活かし、市民の創意にあふれた「健康文化都市 すその」を創り上げていくためには、市民の意思や参画を重視した、市民一人ひとりの声が反映できるまちづくりをこれまで以上に推進していくことが重要です。

また、現在の急激な社会変動や、求められる生活様式や価値観が多様化しています。こうした中でまちづくりを進めるには、一人ひとりの求めるものにきめ細かく柔軟、かつ速やかに対応できる市民が、相互に協力し合ったり、全体の利益に対して公平性を発揮し、まちづくりに取り組んでいる市と協力し合うことが必要であり、もっとも効果的であると考えられます。

● 市民とは・・・

裾野市に住んでいる人や、通勤・通学している人、地域団体、NPO、企業など裾野市のまちづくりに係るすべての人や団体。

● まちづくりとは・・・

このまちに係る人たちが、自分たちのまちがどういうまちであったらよいかということを考え、より暮らしやすい空間や社会、制度をつくっていくために行う全ての活動。



Ⅲ 基本的な考え方

市民協働によるまちづくりを推進していくためには、市民と行政が基本的な合意形成の基に、次の原則により行われることが必要で、それぞれの立場で得意とすることを存分に発揮することが重要です。

(1) 基本原則

① 相互理解の原則

市民と行政が、情報の交換を密接に行い、お互いの立場や特性を正しく理解し合った上で、協力してまちづくりを行うこと。

② 自主性・自律性の原則

市民と行政が、まちづくりの主体であるという認識のもとに、自立してそれぞれの力を十分発揮し合うとともに、主体性や専門性を高め合い、お互いにルールを守り、協調して行動すること。

③ 評価の原則

お互いをさらに理解したり、市民協働によるまちづくりの発展、改善のために、市民と行政が協働で行った事業を第三者による評価を活用し、よりよいものにする事。

④ 公開の原則

さらなる市民協働の輪を広げるために、市民と行政がそれぞれの情報や評価の情報を広く公開し、透明性が高く、参加しやすい開かれた関係を構築すること。

⑤ 公平・公正の原則

協働については公平・公正を旨とし、一定の要件を満たした市民であれば、公平に協働の取り組みに参入できるようにすること。

⑥ 目的共有の原則

何のために協働するのかという目的と、いつまでにどんな成果を上げるのかという目標を共有すること。

(2) 協働の領域

協働にふさわしい領域については、次頁の図のとおりと言えます。

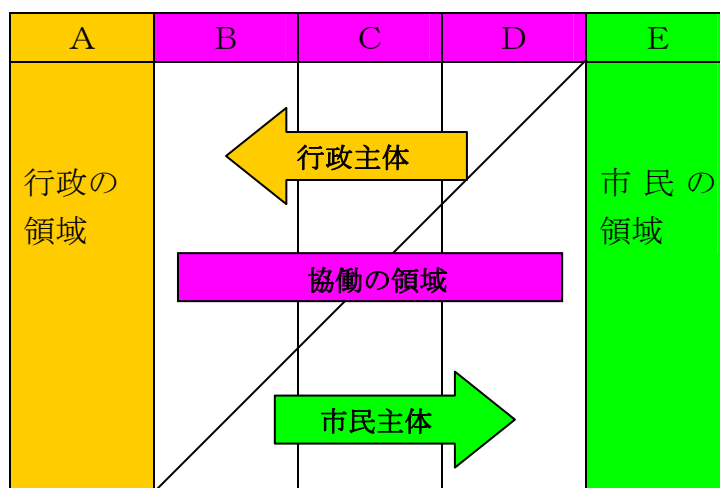
主として市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域から、主として市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域まで、協働の場面は、さまざまな段階があります。

課題を解決するために、どの領域で協働するかについては、協働の手法を勘

案して、お互いに協議します。

① 協働にふさわしい領域

協働にふさわしい領域には、きめ細かな対応が求められる事業、専門性が求められる事業、地域性のある事業などがあります。



- 1) Aの領域 行政の責任と主体性によって行う領域
- 2) Bの領域 市民の参加を得ながら、行政の主体性のもとに行う領域
- 3) Cの領域 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協働して行う領域
- 4) Dの領域 市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域
- 5) Eの領域 市民の責任と主体性によって独自に行う領域

② 協働にふさわしくない領域

宗教活動、政治活動、法令または公序良俗に反する活動、個人に係る活動、その他公益性を害するおそれのある活動は、協働の領域からは除きます。

③ 役割分担

市民協働を効果的に進めていくため、私たちはそれぞれが得意とすることを存分に発揮し合うとともに、できること・やるべきことを協力して行うことが大切です。

《市民にできること、やるべきこと》

- 1) 特殊性、専門性が求められるものの中で、市民にできるサービスを提供すること。
- 2) 豊かな生活感覚に基づいたまちづくりを推進すること。
- 3) 地域活動やNPO活動、ボランティア活動や社会貢献活動などの市民活動を通じたまちづくりを推進すること。

4) 行政が行うまちづくりに積極的に参加・参画すること。

《行政にできること、やるべきこと》

- 1) まちづくりを円滑に進めるための仕組みを構築すること。
- 2) 市民が主体的に行うまちづくりへの協力・支援・参加をすること。
- 3) 市民活動団体同士が連携、協力できるような場や仕組みを構築すること。

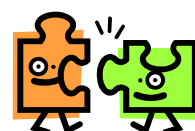
(3) 協働の形態

市民との協働の主な形態として、下表のようなものが考えられます。

協働形態	概要	効果	注意点
委託	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が直接実施するよりも、行政にはない特性をもつ市民団体等に委託して事業を実施する方法。 ・事業についての責任と成果は、委託者である行政に帰属する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門性」「柔軟性」「ネットワーク性」など市民団体等の特性や能力を活かすことで、多様な市民ニーズに対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等が行政の単なる下請けにならないように、十分に協議や調整をする必要がある。 ・なるべく公募制とし、選定基準や段取りを明確にし、審査の公開等、選定の手続きに公平・透明性を確保すること。
実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等と行政が、新しい組織を立ち上げ、そこが主催となって事業を行う形態。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画段階から、それぞれが意見を出し合うことが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任が曖昧となりがちであり、役割分担などは最初から明確化しておくこと。 ・事務局をどこが担うかがポイント。市民団体等が担うことで、市民主体の運営とすること。
共催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等、行政が主催者となって、共同で一つの事業を行う形態。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画段階から、協働が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担に偏りが生じたり、どちらか一方の主導で事業が進まないようにすること。 ・市民団体等も主催者としての責任が求められる。

<p style="text-align: center;">補 助</p>	<p>・特定の事業や研究等を育成、助長するために、行政が公益上必要があると認めた場合に、相手から対価を受けないで支出するもの。</p>	<p>・市民団体等の活力を高め、活動の幅が広がることを期待できる。</p>	<p>・補助金は継続的に交付すると行政依存が高まるなど、市民団体等の自主性・自律性を損なわないように配慮する必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">後 援</p>	<p>・市民団体等が行う事業であっても、行政にとってもその実施が行政の目的と合致する場合、「裾野市」などの後援名義の使用を認める手法。</p>	<p>・市民団体等の信用が増し、成果が高まることが期待できる。</p>	<p>・名義貸しだけにとどまらず、今後の事業展開などについての話し合いの場を設ける必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">事業協力</p>	<p>・市民団体等と行政の間で、目標や役割分担を決め、協定書などを取り交わし、一定期間継続的な関係のもとで協力して事業に取り組む形態。</p>	<p>・行政と市民団体等が対等な関係で事業を実施できる。</p>	<p>・委託や実行委員会などと比較して、関係性が弱いので、責任が曖昧になる可能性がある。役割分担や責任などを明確にしておく必要がある。</p>

(静岡県協働ガイドブックより)



(4) 協働意識の醸成

協働の基盤づくりで大切なことは、市民が「自分たちのまちは、自分たちで創り、育てる」という意識のもとに、主体的に「まちづくり」に参画し、市民も行政も共に協働意識を高め、「市民協働のまちづくり」を進めていくことです。

① 協働意識の醸成

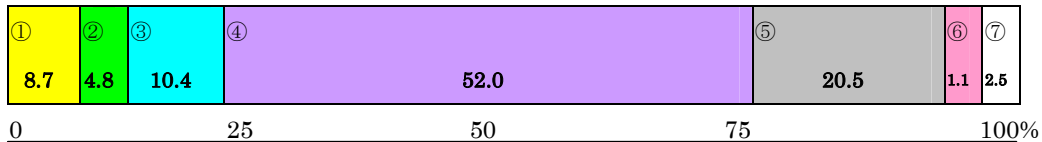
1) 市民の協働意識の醸成

市民の協働意識を醸成するためには、まず市民相互の連携を強めることが必要です。地域においては、自治会、婦人会、老人会など従来からまちづくりを担っている組織・団体とボランティア団体、NPO法人など自発的な社会貢献活動を行っている組織・団体が、地域の課題や将来像について意見交換できる場が必要です。

【ボランティア活動について】

※平成 19 年度市民意識調査より

- ①現在活動中であり、今後も続けたい。 ②興味があり、是非やってみたい。
 ③興味はあるが、活動の仕方がわからない。 ④興味はあるが、活動できる状態ではない。
 ⑤特に興味がない。 ⑥その他 ⑦無回答



(回答者数/対象者数 : 1,326/3,000 人)

2) 行政職員の協働意識の醸成

市民との協働を促進するため、行政職員は地域のあり方や市民協働のまちづくりについて認識を深める必要があります。また、行政職員は市民活動組織の理解に努め、お互いの違いを認識し、市民との協働事業に取り組むことによって、地域の課題を捉える目を養うことや事業の実施にあたっての諸課題を調整する能力を養うことに努めることも必要です。

3) 情報の共有

市民も行政も協働意識を高めるためには、お互いの情報を共有することが大切です。市民活動組織の活動情報や行政のまちづくりに関する情報がわかりやすく公開される仕組みを整備し、共通理解を深めることが必要です。

② 協働意識の啓発

1) 研修会・フォーラム等の開催

市民と行政が共に協働意識を高めるためには、地域課題の解決や魅力あるまちづくりについて共に考える研修会やワークショップ、フォーラム等を開催することが大切です。

行政は、庁内会議や職員研修会などを通して、協働事業の先進事例や実践例を学ぶことにより、協働について理解を深めることが必要です。また、市民活動組織には、活動の活性化やネットワーク化の促進につながる情報提供や組織の運営に役立つための研修等が必要です。

2) 協働のルールの周知

協働のルールについては、フォーラムや研修会、協働事業の事例紹介等を通して、共に理解を深めることが大切です。

(5) 協働によって期待される効果

市民と行政の協働は、地域に暮らす市民に対して、より質の高い、きめ細かな高いサービスを提供し、市民生活の向上をもたらします。

また、協働の担い手である市民と行政の双方にとっても、それぞれの組織の活性化につながる新たな効果が期待できます。

① 市民にとっての効果

1) 自治会・婦人会・老人会など

- ・市民と行政の協働により、ニーズに合ったサービスの享受、サービスの選択肢の拡大、市民主体のまちづくりが期待できる。
- ・市民活動の場が広がり、組織が活性化する。
- ・市民活動の目的を実現し、社会的な信用を得ることができる。

2) ボランティア団体・NPO法人など

- ・行政と協働することにより、様々な側面で活動基盤が安定し、また団体やその活動に対する社会的認知度が向上することが期待できる。

3) 企業

- ・企業と地域社会との結びつきが強化され、企業の地域での信頼が高まる。

② 行政にとっての効果

- ・市民や市民活動組織との協働を通して「公共サービスは行政が担う」という考え方から脱却し、これまでの業務のあり方を見直す契機となり、適度な行政のスリム化につながる。
- ・市民活動組織等がもつ柔軟性・専門性などの特性に触れることにより、職員の意識改革を促すとともに、市民が施策の企画立案段階から参画することにより、行政の透明性がより一層向上することが期待できる。
- ・庁内連携が強化され、効率的な行政運営が図られる。

(6) その他

① 市民協働を進めるにあたって

市民協働について、当市ではなかなか浸透していないのが実情です。行政サイドの取り組み姿勢等について啓発を図る必要があります。また、円滑な協働推進を実施していくために今後、ファシリテーター(促進者)を育成していく必要もあります。

② 協働事業の促進に向けて

今後、協働推進についての提案事業の採択の許容範囲や協働事業への財政的支援、協働事業者の選定や契約の方法、基準等の整理を図っていく必要があります。

ます。また、国庫補助等の助成制度の活用など、活動支援の方策を検討していく必要もあります。

③ 企業との連携

市内に立地している各企業に行政への積極的な協力の要請を継続的に行っていく必要があります。また、同時に企業の地域貢献の要請を市民と行政が一体となって実施していく体制をどのようにつくっていくかを検討する必要もあります。

④ パブリックコメントについて

市民協働の「情報公開」の原則を踏まえ、計画づくりについては、パブリックコメント制度を構築し、広く市民の意見を募集する必要があります。また、市で実施している事業についての事業評価を「情報公開」の原則に基づき、市民からの意見を聴取する仕組みを検討していく必要もあります。

【用語解説】

NPO (Non-profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、国際協力など様々な社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織。利潤を分配しないこと、政府の一部分でないこと、組織としての体裁を備えていること、寄付やボランティアなど自発性の要素があることなどが定義されている。

パブリックコメント制度 (Public Comment System)

自治体が政策の立案等を行う際に、その案を公表し、案に対して広く市民・事業者等の皆さんから意見や情報を求め、その意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

ファシリテーター (Facilitator)

参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行していく人のこと。総合的な力を持ち、社会へ働きかける人材。

IV 推進組織体制

